

一八七八年基教社會黨の地位

長, 壽吉

<https://doi.org/10.15017/2344397>

出版情報 : 史淵. 12, pp.1-22, 1936-03-10. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

一八七八年基督教社會黨の地位

長 壽 吉

普佛會戰の前後に亘り、又新獨逸帝國の建設の當初に於て、北獨逸同盟議會内に、又帝國議會内に議席を有した諸政黨、進歩黨、國民自由黨、中央黨、社會民主黨、帝國黨等の外に、政治的風潮と社會的傾向と思想的發展との影響の下に、おのづから諸種のもを生じたりし、政治的又は社會的なる結社の間に在りて、基督教社會黨こそは、其の發生の由來に於て、其の目的の反自由主義的にして且つ反猶太主義的なる事に於て、而かもこの目的の轉換の状態の發展に於て、更にこれらが帝國當初の内政傾向、殊に帝國宰相の施政傾向に参照される點に於て、最も注意すべき現象の一たる、且つむしろ時勢の中の畸形的存在たるものである。

一八七八年の基督教社會黨が、その前後の文化史的關係に於ける地位に就いて注意されるところは、それが（第一）に、普露西文化評論の餘波として、或は反動として觀察されるところであり。（第二）に、これに由つて、恰も當時に生じたる經濟危機の上に乗じたる、運動であつたことである。

(第三)に、帝國建設當初の一般思潮の所産として、その省察の一例を明確に表示するものであることであり。(第四)に、反猶太運動の先蹤の一端であり、且反猶太主義の理論の先驅の一端であることであり、且又これに舊教的基督教運動の意を加へたことである。(第五)に、一般自由思想及び自由思想者輩フライジンニゲに對する、示威であることである。更に(第六)に、帝國宰相と國民自由黨との提携並びに帝國宰相の文化政策に示したる一般内政策に對する、反抗であることである。

殊にこの(第六)の意義に於て、それが一面に於て中和融合の傾向を有したること、即ち帝國宰相とその熾烈なる反對者との間に在りて、兩者の溶和を欲する地位に立ち、且つ勞働者階級に喚びかけ、これをむしろ帝國宰相の方側に接近せしめんとしたることの、示唆あることが注意される。況や、帝國宰相の當時の苦境に於て、宰相の寂知は基督教社會黨の懐柔、或は利用を忘るゝものでなかつたことが考へらるゝに於て、同黨が後に純然たる中産階級間の、排猶太資本的運動に傾向したりし場合、帝國宰相の政策がこれと乖離する可能を充分に有ち來るべきを知ることは、一層に注意されることである。

然しこの最も重要な複雑關係の觀察は、基督教社會黨の事蹟の充分なる研究、ことにそれとフライジンニゲ及び産業振興資本の根據との交渉關係の、充分なる研究を必要とし、更に帝國宰相の演說集及び書簡集第八、十二卷に就いて、その言外の意義に關する、精細な且長時間を要する考覈を必要とする。

私は文献の理由から、また時間の條件から、今こゝにはこれらの點に就いて特に説述することを敢てせず、唯その一端を抄録して、他日の發表をまつこととする。爾餘の諸項に就いては、元來基督教會黨が反猶太運動に出發し、而してその運動の不徹底に墮して消滅したりしことに依り、これを要旨としてこゝに説述し、嘗て私が特殊講義に於て並びに二三雜誌上の論文に於て述べたところのものに、補遺を行ふ。

反猶太運動及び反猶太主義の興起に關して、ロンブロッソはルロアポーリユーの意見を參酌しつつ、彼の著名な著述「反猶太主義と猶太」の中にかくの如く記してゐる。「歴史が示すごとく、歐州に於ては凡ての時期或はその時期の小區分に於て、或る一定の政治的風潮と稱すべきものがある。一七八九年は人權の風潮であつた。一八一五年は正統主義の風潮であつた。一八五九年は民族主義の風潮であつた。而して一八八〇年以來の歐洲は又歐洲に次ぎて亞米利加は、保護關稅主張の疫病と、混迷せる一種の民族國家主義の疫病とに風靡された。これに由りて、各々の國民は他國民と相互に閉塞遮斷し、自己を自己境界に蟄居させ、他國民の損失を以て自己の利益を企圖し、關稅制限の要柵益々高くして、各國民は相互に憎惡した。故に彼等が人種的に差別を認むるところの猶太人に對して、反抗の念を生じ來ることは自然の勢にして、何等異とするに足らず。恰も獨逸人が露西亞に於て、或は英蘭土人が葡萄牙植民地に於て、遭遇したる經驗と同様のものである」と。

然しながら、これを以ては尙、一般文化史的發展の間の反猶太主義の擡頭を、説明し盡し得ざるこ

とはもとより明瞭である。所謂政治的風潮も、未以てかくの如く簡略に、説明し得る能はざることも亦明瞭である。

基督教社會黨の隆替に關する、その史上の地位の説明を主旨とするこの小論に於ても、少くも獨逸に於ける反猶太主義が、八〇年代以前に在りて他の複雑なる因縁を以て興起し、そしてその間に在りて、基督教社會黨が所謂政治的風潮を反映しつゝ、徐々にこの風潮と反猶太主義の發展とを結合したる、その複雑なる因縁を觀察することが必要である。そして之を一般文化史的推移のうちに置いて、この基督教社會黨の隆替といふ一現象から、當代の全貌を窺知せんことを、試みるが必要である。私は上述の諸項、則ちこの一現象の上に注意される意義を、こゝに敢て順次に記述せずして、これをロンブロゾの所謂政治的風潮のうちに包括することとする。實際に於て上述の諸項は、各々に説明し得るものでなく、又それは却つてこの一現象から當代の全貌を窺知する意ともならぬものである。^④

先づ獨逸に於ける風潮を明らかにするの意を以て、私は一八一五年以後の状態に比較したる、一八七〇年以後の状態の考察を述べ、次に特に一八七〇年代の特異につきて、基督教社會黨の事蹟の輪廓としての、考察を述べることとする。

一八七〇年の戦勝と云ふ事實に就いて、吾々はそれが新獨逸帝國の建設と云ふことよりは、むしろ戦後、詳しく言へば一八七一年以後に於て、この戦勝を機として生じたるべき政治思潮の一般と、こ

れに密接なる相互反映の關係あるべき、文化關係と經濟關係と云ふことの上に、側目することが多い。このことは、直ちに史的類推に従つて、一八一五年以後に起りたりしこれらに對し一八七〇年以後に起りたるものが、恐らく同様であるべきことを思はしめるのである。換言せば、ナポレオン戦争後に獨逸に起りたる、政治思潮の一般と文化關係と經濟關係とに似たるものが、一八七〇年以後、詳しく言へば一八六六年延いて一八七一年戰役以後に起りたるべしといふことが、史的類推の上に行はれ得るのである。

革命及びナポレオン戦争の結果に反動する保守現状の主義も、またそれらのもに育成されたる思想の遺響としての自由改革の主義も、——それは帝國制主張にせよ、聯邦制主張にせよ、又更に立憲主義の主張にせよ、革命共和の主張にせよ、悉く焦慮渴仰の氣風に満ちたる、統一尊重の思想である。敢て國民的統一の思想と謂ひ難けれども、この統一の思想は、浪漫主義的なるものうちに、漠然たるものながらも國民的自覺を誘致することに刺戟されつゝ、何等かの端緒に於て、異端を排斥するの傾向がある。自由主義者がその改革の根據を知りながら、しかも強いて非佛蘭西的なる形態を求めんとしたことごときは、その好き例證である。

何等か一の統一秩序を欲するの焦慮に驅られる。——かくの如き混亂の狀態が、蓋し新時期の當初に於ける、殆んど總ての場合に於て觀察されることに就ては、史的な常識の一として考へられること普通であるほどのものである。——ゲーテの如き稀世の人格に對して、その文學藝術を感嘆しながら

尙且つ彼れのナポレオンに對したる態度、彼れのローマ古蹟を稱したる古典趣味をさへ非難し、ペー
トーフュンの英雄交響樂を葬らんとし、莫愁宮文庫の佛蘭西書籍を除かんとし、ヴォルテール書簡を破
棄せんとする。これら一般的風潮の如何を説くこと、諸書に詳かである。^④

かくの如き多感、むしろ神經過敏の混亂の狀態は、果して一八七一年以後に於ても認められる。か
の自由のための戦争の後と、この統一のための戦争の後とに於ては、同様な風潮が認められる。その
程度と内面的條件とは、政治形態に於ける聯邦組織の成立と、帝國組織の成立との差別のごとく、お
のづから差別し來ることは謂ふまでもないことである。この差別に於ける所謂程度に關しては、今こ
ゝに輕々にその如何を言明し、一八一五年後に比して、一八七〇年後の高低を云々すること、實は容
易でない。唯前者即ち一八一五年以後に比して、後者則ち一八七一年以後が、五〇年代を經過したる
自然主義思潮の影響を以て、恰も後期浪漫主義の一端に窺はるゝ如き理論的現實的傾向を比較的多く
包有してゐたこと、それが一般風潮の所謂程度の上に参照されるべき性質を有してゐたことは、首肯
されうるところである。このことは今こゝに説述しやうとする課題に、多くの關係をもつものであ
る。次に所謂内面的條件に關しては、それは當然に基督教社會黨の發生に關し、且その方策轉向に關
し、更にその消滅に關するものである。——この一般風潮の如何に關しても、亦諸書に説くこと詳か
である。^⑤

霸權に由る統一の解決が、世紀初以來の自由統一運動を不自然なる結果たらしめたとは謂へ、と

にもかくにも統制の組織を表示したる帝國建設は、その昔の聯邦組織のいかなるものよりも、國家的な統一の觀念を普及せしめたことは勿論である。奧太利が除外されたことは、長年月間に亘つて次第にその内容を明白にし且強烈にしたところの、國民的な統一の觀念に對して、極めて大きな打撃を與へたものであつたが、その打撃は獨逸の方側からは、國際關係的に擴大され得る民族統一の主義を、政治上に齎し、奧太利の方側からは、回顧的な感銘を作つた民族歸屬に類する國民主義の運動となつたとともに、一面この兩國に於て、今こゝには獨逸に關して、更に特にその獨逸統制の原動たる普露西に於て、統制ある組織の國家の出現に伴ひて、これに伴ふところの國民的な何等かの統一單純化が、少くもその統制國家の範圍内に於て可及的に企圖さるべきことに就いて、理論的に推定され或は現實的に想定され來ることは、蓋し事の自然であつた。それが保守的な傾向のものであらうとも、或は自由的な傾向のものであらうとも、等しく事實上に於ては同一な希望となり、相似な運動ともなるものである。翻て考ふれば、この一面は却つて即ちさきの國際的に擴大され得る民族統一の主義の運動と、獨逸國民主義運動と云ふものと、深き關聯をもつもの、或はむしろ暗々裡にこれに對して強き活動の根基となつたものである。

かくの如く觀察し來るならば、この傾向の中に於て何を生すべき乎。殊に帝國制を稱揚し聯邦制を非難するものうちの保守派に於て、又元來の保守派に於て、何を生すべき乎。それが反猶太運動であり或は反猶太主義となるものであることは、おのづから諒解され得るところである。一八六九年の

問題たりし猶太解放は、直ちにこれに参照される。かくの如き全面的な觀察については、私は未だこれを諸書の上に知り得ないが、これに關する學者の精細な説述は、年來期待してゐるところである。恐らく反猶太主義或は運動——以下この兩者を合せ稱するに、反猶太とのみ謂ふこととする。——の興起に關してのこの觀察は、文化史的なその觀察のうちに、最も興味あるものとなるであらう。

社會學的に反猶太を社會現象として研究したベルンシュタインは、その著「團體現象としての反猶太」の第五章に、團體間の敵視の關係に關して、有益な示唆を史學の上に與へてゐる。即ち何等かの團體の成立が、他の何等かの團體の成立に對立し、或は何等かの團體の成立が、他の對立すべき何等かの團體を求めながら、雜多無因縁な憎惡關係を集積して成長し、更に又坊主悪くれば袈裟も悪くなつて現象すると云ふことである。^⑦この觀察は後に説くところの基督教社會黨のフロントウエクセルに参照されるものであり、又こゝにも参照される。即ち反猶太の七〇年代に於ける興起は、かくの如き説明を以て妥當なりと考へられ得るものがある。——帝國建設當初の新興諸政治團體及び産業、その他廣く一般文化に關する諸團體の組成を以てして。——然し吾々にとりては、戦後の風潮を史的に觀察し、その所謂程度を考へ、その内面的條件を考へて、傾向するところに反猶太を置くことが、このベルンシュタインの説くところに併せて、而してそれ以上に吾々にとりて明確に了解を與ふところのものでなければならぬ。

帝國建設の當初は、種々な方面に於て混亂の時期である。帝國建設の由來の一瞥は、容易にこれを

首肯せしめる。後に述べるところの經濟的破綻が、所謂産業基礎時代のさ中に存したことの一事實を以ても、その大略を知ることが出来る。——この一八七三年經濟界破綻混亂の觀察は、前述の一般風潮たる神經過敏の状態の如何、或は後期浪漫主義的傾向の如何に、好き參照を與へるところの事實である。——この混亂は文化評論の事件を中心として、政黨の消長及び社會的事項の上に在り、そしてこれを繞つて種々なる思想上の間隔反撥が、誘發されたことである。^⑧

この混亂の時勢が齎した現象は、文化評論の反動としての反猶太の運動である。當時の獨逸猶太人は、その社會的關係に於て比較的に幸福なる安定を得て居た。この安定は、一八六九年の解放令——この解放令も亦統一の氣運の溢流に出でたる一現象にして、直ちにその反動を伴ふべきものであつた。——に由つて、北獨逸聯邦内居住猶太人に對し、基督教徒と同等なる公民權が與へられたことに由るものである。^⑨然るにこの安定は、猶太にとりては意外とされることながら、實はむしろ自然の發展の徑路として、舊教的政治運動の一端に於てその脅威の端緒を發見するものがあつた。

これに關して、「近代猶太族史」の著者マルチン・フィリップソンの記するところを見るに、曰く、「概して凡ての文明諸國の猶太族人の狀況は、十九世紀の七十年代の中頃に至るまで、其の外部的關係に於ては幸福なるものであつた。故に猶太族人は、これに由つて將來に對する一層の希望を起してゐたものである。然るにこの一見晴朗なる地平線上に、一抹の暗雲が湧き顯はれはじめた。それは有力なる法皇教會派の有つ暴風隔より、勃發したるものであつた」と。^⑩

この著者は尙これについて、詳記して曰く、「所謂文化評論はビスマルクに由つて、舊教會會勢力に對する侵略に於て始められ、野蠻なる従つて拙劣なる權勢が用ひられた。然しながら、この際、重もなる猶太人代議士は、この政治界の變態に對して、むしろ無關心の態度を持し、そして所謂五月法令に向つては反對投票をなしたものであつた。これにも拘はらず突然として、舊教會會派の闘士等は獨逸國內及び國外に於て、猶太人に對する反抗の煽動を公然として行ひ始めた。彼等は即ち、自由主義的事項及び反教會的風潮を以て、猶太族に發する罪惡と見做し、これを以てこの傾向をして不人望に陥らしむると同時に、自己を以て猶太迫害に關する運動の上の、基督教殉教者たるに擬せんとしたのである。これ實に全歐の保守反動主義者等が歡呼したるところの、猶太族にとりての第一の脅迫の徴、暴風雨の表示である。而して全世界の猶太族にとりての、新しき困難なる試練の時期の開始である」と。

この舊教會會の暴風雨よりする率然たる運動が、必しも最強なる而して唯一なる反猶太起原でなかつたことは、謂ふまでも無いところである。然し、それが有力なる一動因であつたこと、殊にその前後の歴史的關係に於て、特異の性質を有したことは、否定し得ない。しかもこの發生の關係が、恰も焦慮不安の時勢を窺知せしむるもの多きこと、更にこの傾向の一隅に於て生じたる基督教社會黨の地位に之を照し、又同黨が當初自由主義を却つて標示して、自づから基督教社會勞働黨と稱し、轉向して何時にかこの勞働の名稱を脱して、純然たる中産階級運動にして資本反抗を内面とせる、反猶太に歸着

したことに照して、一層に時勢を窺知せしむるもの多きことは、留意されるところである。基督教會黨が當時の畸形的存在であつたことの意は、まづこの關係に於て了解される。

「獨逸反猶太諸黨派の成立由來」の著者ウォルチネクは、同書に、「猶太の自由商業主義に對抗して經濟的根據より勃發したる黨派的防禦運動は、一八七五年以來に於て、猶太自由主義と假稱されるものに反抗しつゝ、次第に明白に表示され來つたところの、風潮を作るに至つた。(中略)國民自由主義時勢に對するその反動運動輩は、猶太政策と稱する名稱を以て、當時の政治の傾向を形容し、これを以て最も有力なる反抗煽動の手段方法と、考へて居たのである」と。^①

この説くところは、一八七三年の經濟上の大恐慌を契機として、反猶太が經濟的理由を以つて擡頭したことを謂ふのである。この契機は反猶太に偶發の力を與へたもので、同時に反動主義を併せ起らしめ、反猶太をして同時に經濟的政治的竝に社會的意義を有するに至らしめたものであるとするのである。

戦後の急速なる資本主義的組織の成立といふこと、而かも頗る散漫なる投資、無謀なる企業續出といふ缺陷をも包含したものの結果は、遂に一八七三年の大恐慌を招來した。これに由る企業組織の崩壞、金融機關の倒絶は、中産階級而して中流知識階級に對し、非常に困難なる状態を與へ、この状態が産業準備時代の生産手段所有者を保護する政策に参照され來つて、非國家的なる猶太資本の想定が、「金色國際主義」といふ假稱のもとに攻撃され、これに保守反動主義の思想、更に舊教的復舊思

想も侵潤したらしく思はれるものが横溢し來つて、自由主義と國民自由黨の政策、——それは文化評論の原動となつたもの、——と立憲主義と、更に國民自由黨とビスマルクとの「馴合ひ」とが、更に又凡ての好ましからぬ事々が、「猶太的」の假稱の下に非難攻撃された。——應にその形に於て、舊教々會の教育法案に對する非難と同様である。——ウイルヘルム・マアルの「獨逸主義の上の猶太主義の勝利」の著述から、トライチケの論議、オイゲン・デュリングの反猶太運動、アドルフ・フェルスタアの猶太排斥の請願運動となり、而して一八八〇年代に至つて、反猶太の「ベルリン運動」となつた。このベルリン運動の指導者の中に、基督教社會黨の創立者アドルフ・ステツカアがある。

上述の如き時代の風潮と、文化評論の餘波と、經濟危機の影響との間に、混亂焦慮の時勢下の畸形的存在として、基督教社會黨が注意される。一八七八年一月に創立されたる同黨の、政治綱領に關しては、私は未適當なる文献に由つて、個條にこれを列記し得ないことを遺憾とする。同黨の創立者たるアドルフ・ステツカアの傳記は、之を「獨逸傳記集成」の該條に見るを得べし。ステツカアが文化評論の時期、及びこれに次く社會主義者抑壓の時期に於て、保守的諸派に關係を有したことに就ては、おのづから了解するに難くないところがある。又彼が親交を有した人の中に、經濟學者アドルフ・ワグナーを見ることは、基督教社會黨の創立に關して、この經濟學者の社會思想が不識の間に示唆を與へたるべきものあること、或はその間等かの連絡因縁あるにあらざるかと云ふことは、想像しうるところである。ステツカアが宮廷牧師として一八七四年に職に就いたのは、恰も經濟破綻の激動のさ中

であつたことが注意され、更に彼がその職を退いたのは、恰もビスマルク退職の時であつたことが、一層に注意される。

ビスマルクとステツカアとの關係が、種々に考へられるに拘はらず、ビスマルク傳の最も優れたるものの一として有名なる、ボウル・マツタア「ビスマルクとその時代」には、ステツカアの事績に關しては多くを説いてない。^⑭唯こゝに要領を得たるものとして、基督教社會黨の目的に關する記事が、クラインハツテインゲン著「ビスマルクとその周境」に在るを幸とする。

この著者の記述に由るに、基督教社會黨、詳しく言へば創立當時の名稱に於て「基督教社會的勞働者黨」(Christlich-soziale Arbeiterpartei)の目的は、「勞働者等を、社會民主主義から引離すためである。そして基督教の信仰と國王及び祖國に對する敬愛との境地に、彼等を集合する」ことである。而して、「ステツカアの方針は、多少の國家社會主義的なる要求を除くならば、結局は保守的」なるものである。これに従つて基督教社會黨的煽動は、本質的には、「自由主義に對抗する、或る種の特殊なる保守的性質の突撃である」。更に同黨の出現は「文化評論の鎖沈の兆候である」^⑮。

この數十語を以て、基督教社會黨の性質を知ることが出来る。而して同時に、この新教宮廷牧師の結黨が、文化評論の衰微の時期に於て、又社會主義者抑壓が尙未皇帝暗殺計畫の起らざる前帝國宰相がこれを一の疫病と形容して教化懐柔すべしと考へてゐた頃^⑯の時期に於て生じたことから、その帝國内政策の發展の上に於ての、地位を窺知するに足るものがある。舊教的運動の激動と、經濟的危機の

餘波と、これに伴ふ社會主義的思想の動搖との間に在る一八七八年一月の時に、新教宮廷牧師、實に宮廷牧師に由る政治的社會的運動を起すべきものたる基督教社會黨が、時代の一異現象として考へられる點、或は想像されうべき點は、まことに多々且つ區々であると謂つて可からう。文化評論に際し、ビズマルクをして、餘りに新教的なりと形容せしめたる、普露西王及び宮廷の狀況も、この考量の中に入り來るものたるを失はない。遺憾ながら今日に於ては、私はこれらに關する私の想定を、大膽に言明することの時期に達してゐないが、唯こゝには、その想定がまことに興味ある程度と範圍とに於て存することを述べて置く。

「多少の國家社會主義的なる要求」を有しつゝ、本質的には保守的なる基督教社會黨は、その最初の名稱の示す如く、その運動の對象、或は換言せばその運動の活動範圍を、當時の多くは社會民主主義的なる大衆の間に求めてゐた。しかもそれには、法皇レオ十三世を首とする舊教自由主義運動の如き、理論の系統もなく、思想の深重もなく、又教會組織に立脚する運動系統の壓力もなかつた。「自由主義に對抗する或る特殊の突撃」を用意しつゝ、「勞働者等を社會民主主義から分離す」に努力し、それを國家に引戻し、帝國宰相の政策に合致——この事は想定するに困難でない、——せしめむとした。而して一八七八年の窮迫の狀態に對してはこの迂回に類した運動は保守的諸派にも喜ばれざるものであり、又自由的諸派の笑ふところであつた。又而して、宰相のこれに對する態度如何は、頗る曖昧たるものがあつたと思はれる。

所謂文化評論の銷沈の兆候として、現象したる基督教社會黨は、結局は不透徹なる不確定なる目的手段に據る一異例、而して畸形的なる存在であつた。文化的思想的暴風と、經濟的驟雨との後に、朦朧として現象した虹の如きものであつた。然しながら、斯くて又斯かる故に、その史上の地位が吾々に注意されるところのものがあるのである。

果して基督教社會黨は、「舊教々會の暴風隅」より發生したる反猶太の波濤に、包括された。ステツカアがその社會運動の當初から、反猶太的傾向を有してゐたか否かに就ては、猶論議すべき餘地が多いとは謂へ、しかも一八七五年に於ける帝國財政政策に對する保守派諸黨の攻撃、即ち反猶太資本的攻撃の後を承けて、彼がその餘響に立つものであることは、これを知るに難くない。而してこの保守諸黨の行動を契機としたものと考へられるところの、宰相と保守黨との反目（後説）の間に在りて、基督教社會黨の目的が前述の如くであつたことを考ふる時は、一層にそれが畸形的なる存在であつたことが窺はれる。一八八〇年にステツカアは「現代猶太主義」⁽¹⁰⁾を著した。その中に、「イスラエル人等は基督教に歸依せざる限りは、決して吾等と一致するものにあらず」と謂ひ。又同年十一月普露西議會に於て、述べて曰く、「猶太問題は余にとりて、宗教的でも、人種的でも、亦國法的でも無い。實に社會的倫理的問題である」と謂つた。即ち彼に於ての反猶太は、基督教同化主張であり、道義的であるが、同時にこの言明の中にも矛盾を包含する。

元來この時代の反猶太は、それが宗教的であり人種的であり且國法的であるところに、その深刻な

る表明が存在した。然るにステツカアは、猶太問題の意義を、猶太人が果して獨逸人の國民的全努力に對し、快く共同分擔するや否やのことに存すとし、若し猶太人が基督教に歸依するならば、問題はおのづから解消すと考へる如くである。

この態度は、中産有識階級の有した保守的傾向の反猶太のうちに、自由主義的融通の途を置くことに於て、彼等とも隔絶すると同時に、自由的寛容の意をも有してゐない。加之、彼の反猶太は經濟的根據に於て、當時の一般反猶太と一致しない。即ち同化主張の下に對猶太金權の方策を考慮するものである故に、この點に於ても亦他の反猶太と隔絶してゐた。而して、これらに由る彼の基督教社會黨の社會改造策は、片輪的であり不徹底であり微溫的であり通時代的であり、従つてその主張は世論に共鳴を見出し難きものであつた。然しながら、何が故にステツカアがこの態度を有したか、この態度が何等かの點に於て帝國政策と相通するものなかりしか、等を考ふることは、基督教社會黨の地位を窺知し且種々の想定を生じ得べきところである。

基督教社會労働者黨は反猶太黨派に推移する間に、何時の間にかその黨の名稱のうちから「労働者」の字を除いて、單に「基督教社會黨」と稱することとなつた。この變名の理由は、同黨がその所謂社會改革を行ふことに好都合なりと見たる反猶太の傾向の中に、自身を包括せしむると同時に、おのづから中産者の黨派、而して最も反猶太的なるものに、轉向せざるを得なかつたことであると考へられる。この一事は以て如何に、同黨が徹底せざる主義目的を有したかを知らしめ、同時に又その畸形的

存在の内容を知らしむるものである。斯くて反猶太にして同化主張を有し、保守的の如くして進歩的であり、黨派組織の根據は保守に存しながら、運動は可及的に民主的なるものを標示し、而して勞働者階級の團體から小市民階級の團體に移り、宮廷牧師にして理論運動頗る卑近なる煽動者に類し、運動の内容も不明瞭であり、對象も何處にあるかを審にせず、結局は所謂「喧騒反猶太」の市井の聲に墮したるものは、終に八〇年代の半に至つて、更に何時の間にかその姿を見得ざるものとなり終つた。

さて終に、同黨と帝國宰相との關係に就ては、頗る興味ある想定が行はれる。元來一世を震撼せしめたる文化評論の教育法規編定の經緯に就いてさへ、明瞭なる言明をさけて責任の轉嫁を試みたる宰相が、この基督教社會黨との關係、則ち「宮廷牧師」の運動にして、「文化評論の銷沈の兆候」たる同黨との關係を言明するに、慎重であるべかりしことは之を察するに難くない。將軍ローンをしてビスマルクの無責任を憤慨せしめ、「帝國宰相も亦フアルク博士の責任を分つ可きなり」⁽²⁰⁾と謂はしめたことに参照して、宰相のその覺書等に於て、ステツカアとその黨派との關係に就ての言明を見ることは、殆んど不可能なりと思はれる。

この最も興味ある研究に關しては、前述の如く私は僅に二三の文献を、坐右にするのみであることの理由に由つて、敢て詳かに述ぶるの勇氣を有しない。唯こゝに全般的の觀察に端緒を與ふるものとして、オット・イエリンガア著「ビスマルクと猶太」⁽²¹⁾の記事を採ることとする。

同書にはステツカアの著書「十三年間の宮廷牧師及び政治家」の言を引用して、彼とビスマルクとの無友交を説き、且その中のステツカアの言明として、「本來猶太に對する闘は、ビスマルクのステツカアに對する敵視の原因である」としてゐる。又更に同書にはブツシの日記を引用し、ビスマルクが宮廷牧師選任の際にステツカアを以て、「活動的な勇敢な堅固な人物」なりとしたことを記してゐる。⁽²⁾この二つの記事は、基督教社會黨の方策轉向、則ち反猶太への變化が、同時にビスマルクのステツカアに對する心境の變化であつたことを知らしめる。そしてこの變化の後に於ても、所謂敵視の状態を以てして、猶十年間ステツカアは宮廷牧師であり、そしてビスマルク退職の時期にその職を退いたことが、吾々に注意される。

ビスマルクが猶太問題及反猶太を、いかに解釋してゐたかは、今日に於て尙多くの研究餘地を残すところである。反猶太を以て彼が獨逸人の偏狹なる性癖の一端なりとすること、⁽³⁾當時の一部の知識階級に於けるが如きものであつたか否か、或は他に考ふところありて反猶太に賛成しなかつたか否か或は又、反猶太は元來所謂舊教々會の暴風雨より發したるもの多しとして、帝國宰相の志すところに、消極的なる力を與へるものとされたか否か、等に就ては、輕々に説くべからざるものに存することとは、勿論明らかである。唯産業振興に就ての政策、或は財政政策一般に於て、宰相猶太化の非難あることに隨ひ、この上に於て宰相と猶太とが、離即いづれにせよ深き關係の上に存することは、疑なきところである。而してこの事は、前記の宰相の心境變化の以前に於ける宰相と基督教社會黨との關係の

上に、想定を生ぜしむるに足るものがある。ステツカアは前記の「十三年間云々」の著書に於て、彼の反猶太は決して宰相の指示でない」と述べてゐると云ふ。この事の逆意は、反猶太以前のステツカア運動と宰相との關係を想像せしむ。

一八七三年經濟危機の後、財政策を非難し、「銀行の、株券の、又取引の特權は、實際の狀態に於ては、全く猶太の特權である」と稱し、「時期個條」——大銀行家ブライヒレエダアの勢力風靡下の財政策時期に、非難を加ふる個條、一八七五年、——を論じて、「ビスマルクと猶太」⁽²⁾の著者ペルロツトは、この財政非難を以て、眞實にして唯一なる理由、それはビスマルクと保守黨との乖離の理由であるとしてゐる。文化諍論はかくて始まり、基督教社會黨成り、社會主義者抑壓始まる。この間宰相はステツカアの人物を賞揚し、しかもこれと近づくことなし。アドルフ・ワグナーとは宰相は好く語つたが、ステツカアには淡々たるものがあつたと謂ふ。「十三年間宮廷牧師及び政治家」にこれを記す。宰相の叡知この煽動者の行動を考量せざる理由なし。これらの關係の條理は、捉へ易きが如くして、又茫然として判定し難きものである。基督教社會黨は、正に「ビスマルクと保守黨との親和の銷沈の兆候である」、と謂ひ得やう。

(附記。本誌第十輯、拙稿「オルシニ事變の前後」の續稿は、ネオゲルファイに關する適當なる文献を得ざるまゝに、未完として今日に及んだ。他日、ネオゲルファイと第三政黨成立と自由貿易策とに關して、ナポレオン三世時代末期を論じたく思ふものである。)

- ① O. v. Bismarck, Die Gesammelten Werke. Bd. 8, Gespräche. P. 273 ff. u. Bd. 12, Reden; Gedanken und Erinnerungen. II. Kap. 24—26.
- ② Leroy-Beaulieu, Israel chez les nations. 1893; C. Lombroso, Der Antisemitismus und die Juden. tr. 1894.
- ③ Ref. E. Brandenburg, Die Reichsgründung. Bd. 2, Rückblick und Ausblick.
- ④ Ref. Alfr. Stern, Gesch. Europas seit der Verträge von 1815 bis zum Frankfurter Frieden von 1871. Bd. 1. IV. etc
- ⑤ Ref. *ibid.* ec.
- ⑥ Ref. P. Molisch, Gesch. der deutschen nationalen Bewegung in Oesterreich. Cap. 5. 1926.
- ⑦ F. Bernstein, Der Antisemitismus als Gruppenerscheinung, Versuch einer Sociologie des Judenhas ses. Kap. V. : Gruppenfeindschaft. 1926.
- ⑧ Ref. F. Hartung, Deut. Gesch. von Frankfurter Frieden bis zum Vertrag von Versailles. Tl. I. Abschn. 4.
- ⑨ Heman-Hartung, Gesch. des jüdischen Volkes. Cap. 15. 1926; S. M. Dubnow, Die neueste Gesch. des jüdischen Volkes, 1789—1914. Bd. 1. Cap. III. 1928.
- ⑩ M. Philippson, Neueste Gesch. des jüdischen Volkes. Bd. 1 1922.
- ⑪ K. Wawrzinek, Die Entstehung der deutschen Antisemitenparteien. 1927.
- ⑫ Ref. G. Stille, Der Kampf gegen das Judentum.
- ⑬ I. Bergsträuser, Gesch. der politischen Parteien in Deutschland 1926. Tl. III. Cap. 18—20.
- ⑭ P. Matter, Bismarck et son temps. Tome III.
- ⑮ O. Klein-Hattungen, Bismarck und seine Welt. Gründg einer psychologischen Biographie. Bd. II. Capp. VI. 2. p. 384.
- ⑯ R. Oldenbours geschichtliches Quellenwerk. Tl. VIII. Bismarck.

- ⑮ Gedanken und Erinnerungen. Bd. I. p. 146 cit. Kissling, Gesch. des Kulturkampfes in Deutschland. Bd. I. p. 240.
- ⑯ Ref. F. Tönnies, Der Kampf um das Sozialistengesetz, 1878. 1929. V. b. pp. 50—53.
- ⑰ Adolf Stoecker, Das moderne Judentum. 1880.
- ⑱ Von Roorn, Denkwürdigkeiten III. p. 424. cit. Joh. B. Kissling, Gesch. d. Kulturkampfes. II, p. 140.
- ⑲ O. Joehlinger, Bismarck und die Juden. 1921. pp. 134, 135.
- ⑳ A. Stoecker, Dreizehn Jahre Hofprediger und Politiker; Moritz Busch, Tagebücher. Bd. III.
- ㉑ Ref. P. Kaula, Der Liberalismus und die deutschen Juden. 1928. Cap. XII.
- ㉒ F. Perrot, Bismarck und die Juden, Papierpest und Aera-Artikel von 1875. 1931. Cap. 3. pp. 269, 270.

